

市の人事行政の運営などの状況

問い合わせ 総務課 ☎2122

平成23年度における市職員の給料や諸手当の実態、職員数などの状況を公表することで透明性を高め、より適正な人事行政の運営を確保することを目的としています。詳細は、市ホームページに掲載しています。

職員の給与の状況
市職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規定に基づき、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。この給与は、国や他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら決定されます。

職員数の状況
平成18年4月1日から平成24年4月1日までの間に、全会計の職員数を342人から303人に削減しました。今後も引き続き事務事業の見直しなどを行い、効率的な行政運営に努めます。

人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)平成22年度の人件費率
人 28,384	千円 12,998,305	千円 31,646	千円 2,510,753	% 19.3	% 17.7

(注) 住民基本台帳人口は、平成24年3月31日現在の人口です。

職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
人 271	千円 1,026,171	千円 169,006	千円 374,146	千円 1,569,323	千円 5,791

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

特記事項

本市の厳しい財政状況などから、次のような給料の減額措置を行っています。

対象者	内容	期間
市長、副市長、教育長	給料月額を市長は12%、副市長は8%、教育長は7%減額	平成19年4月1日～平成26年6月30日
職務の級が6、7級の職員	給料月額を3%減額	平成23年1月1日～平成25年12月31日

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在） 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
大竹市	41.0歳	320,786円	376,426円	351,796円
広島県	44.3歳	346,354円	430,706円	385,599円
国	42.8歳	(減額前)329,917円 (減額後)304,944円	-	(減額前)401,789円 (減額後)372,906円

(注1) 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在の職員の基本給の平均です。
(注2) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
(注3) 「減額前」は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額です。

職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	大竹市	広島県	国	
一般行政職など	大学卒	178,800円	176,278円	(Ⅱ種)172,200円
	高校卒	144,500円	142,462円	140,100円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職など	大学卒	265,380円	314,000円	362,257円
	短大卒	-	-	*
	高校卒	-	-	-

(注1) 職員として採用され、引き続き勤務している職員の、おおむね10年、15年、20年経過後の平均給料月額を表しています。
(注2) 「-」は、該当する職員がいない場合です。
(注3) 「*」は、該当者が1人であり、かつ近似の階層の職員もいないため、公表を差し控えたものです。

職員の手当の状況 ー期末手当・勤勉手当ー

大竹市	広島県	国
1人当たりの平均支給額(平成23年度) 1,391千円	1人当たりの平均支給額(平成23年度) 1,555千円	-
(平成23年度支給割合) ※国、広島県と同じ	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

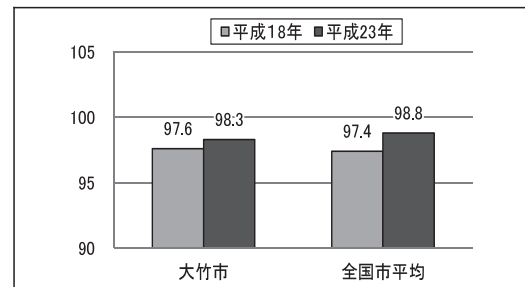
職員の手当の状況 ー退職手当ー（平成24年4月1日現在）

大竹市	国
※国と同じ	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 (その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算
(1人当たりの平均支給額) 25,498千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ラスパイレス指数の状況（一般行政職）

(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、大竹市職員の給与水準を比較した数字です。

特別職の報酬などの状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	市長 860,000円 (756,800円)
	副市長 700,000円 (644,000円)
報酬	議長 473,000円
	副議長 422,000円
	議員 370,000円
期末手当	(平成23年度支給割合) 6月期 1.875月分 12月期 2.025月分 計 3.900月分
	(平成23年度支給割合) 6月期 1.875月分 12月期 2.025月分 計 3.900月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 市長 給料月額×支給率(5.0)×年数 任期ごと 副市長 給料月額×支給率(3.0)×年数 任期ごと

(注1) 市長、副市長の給料月額を減額して支給しており、()内は、減額後の額です。
(注2) 期末手当の算定基礎額には、加算措置20%が含まれます。
(注3) 市長、副市長の退職手当の算定基礎となる給料月額は、減額前の給料月額です。

職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)
(単位:人)

区分	職員数		対前年度増減数	主な増減理由
	平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	5	5	
	総務	60	62	2
	税務	15	16	1
	農林水産	5	5	
	商工	4	4	
	民生	50	48	△2
	衛生	26	25	△1
	土木	31	31	
	計	196	196	
	計	196	196	
普通会計部門	教育	29	27	△2
	消防	46	47	1
	小計	271	270	△1
公益企業等会計部門	水道	9	11	2
	下水道	7	5	△2
	その他	18	17	△1
	小計	34	33	△1
合計	305	303	△2	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を除く)であり、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、臨時および非常勤職員を除いています。